

喜多方市総合計画（2017～2026）（仮称）策定方針

1 計画策定の趣旨

本市は、平成 18 年 1 月 4 日に 5 市町村が合併し新たな喜多方市となり、10 年を迎えた。この間、本市は、平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 年間を計画期間とする総合計画を策定し、目指すべき将来の都市像を「豊かで元気な農山村と活力ある生活・観光都市～人と自然が共生し 水と緑に輝くまちづくり～」として、この長期的な施策の指針のもと、さまざまな行政課題に取り組んできた。

現在、本市を取り巻く社会経済環境は、人口減少、少子高齢化の急速な進展、環境・エネルギー問題、地域主権改革の推進など、著しく変化しており、これらの課題への対応が必要となっている。

さらには、市民ニーズの多様化、高度化が進み、画一的な行政運営では対応が困難となっており、市民と行政による協働のまちづくりへの取組が、これまで以上に強く求められてきている。

一方、国においては、地方の自由度と責任の拡大を図るため、地方分権改革推進計画に基づき、平成 23 年 8 月に地方自治法が改正され市町村の基本構想策定の義務付けが廃止されており、これからは、総合計画の策定自体を含め、役割や位置付けについても、自治体が独自に判断することとなった。

このような状況を踏まえ、本市では、今後も引き続き基本構想を市の行政運営の長期的な将来ビジョンとして、基本計画とともに一体的に示し、戦略的な視点をもって施策を推進していくことが、将来像の実現にとって不可欠であると考える。

そのため、これまでの総合計画で固めた基礎のうえに、市民と共有する 10 年後の本市の目指すべき将来像とその実現に資する施策をまとめた新しいまちづくりの指針となる、喜多方市総合計画（2017～2026）（仮称）（以下「総合計画」という。）を策定するものとする。

2 計画の構成、目標時期

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画の三段階の構成で策定するものとする。

(1) 基本構想

長期的展望のもとに、本市の将来の目標及び目標達成のための基本的施策の大綱を明らかにし、基本計画及び実施計画策定の基本理念として、10 年後を目標に定めるものとする。

(2) 基本計画

基本構想に掲げられた大綱に基づき、部門ごとの施策を体系的に示すものとして 10 年後を目標に定めるものとする。

ただし、5 年後にその時の情勢に応じて点検・見直しを図るものとする。

(3) 実施計画

基本計画で定められた施策を具体的 to 実施していくための事業計画であり、毎年度の予算編成の指針となる計画とする。

計画期間は3年間とし、各年度の実績を検討しつつ、毎年ローリング方式で改定していくものとする。

3 計画策定の組織体制等

総合計画を策定するに当たっては、次の組織体制等により行うものとする。

(1) 総合計画策定本部

基本構想及び基本計画の案について、検討し決定するための庁内の意思決定機関として、喜多方市総合計画策定本部設置要綱に基づき設置する。

(2) 総合計画策定本部幹事会

総合計画策定本部会議に付議する事案について、協議・調整するための機関として、喜多方市総合計画策定本部設置要綱に基づき設置する。

(3) 基本計画審議会

基本構想及び基本計画について、市長の諮問に応じ調査・審議する機関として、喜多方市基本計画審議会条例に基づき設置する。

(4) 事務局

総合計画策定に係る事務局は、企画政策部企画調整課とする。

4 計画策定の進め方

総合計画の策定は、次により進めるものとする。

- (1) 現総合計画の実績を踏まえつつ、各種個別計画との連携を図りながら策定を進める。
- (2) 人口、世帯、産業など分野ごとの現状を把握し、本市の現状分析を行う。
- (3) 市民満足度・重要度調査、ワークショップ、将来像に関する意見・提言募集及び市民懇談会により、計画策定への市民参画を図り、市民の意見やニーズを把握する。
- (4) 社会経済情勢の動向を調査分析するとともに、福島県総合計画「ふくしま新生プラン」など他の計画を参照し、喜多方市を取り巻く環境や時代の潮流を把握する。
- (5) (1)から(4)を踏まえ、今後の喜多方市の主要な課題を整理するとともに、目標とする将来像を設定し、それに向かうための基本的な施策の方針（施策の大綱）を「基本構想(案)」として作成する。
- (6) (1)から(5)を踏まえ、部門ごとに現状と課題を整理した上で目標を設定し、目標年次までに取り組む施策を「基本計画(案)」として作成する。
- (7) 基本計画で定めた施策を具体的 to 実施していくための事業内容を整理し、当初3年間の事業計画を「実施計画(案)」として作成する。
- (8) 基本構想(案)及び基本計画(案)について、基本計画審議会に諮問し答申を受けた後、必要に応じて調整を行った上で、基本構想(案)を市議会に提案し議決を得る。

5 計画策定の期間

基本構想及び基本計画は平成 28 年度において策定し、実施計画については平成 29 年度当初に策定するものとする。

6 情報の公開等

総合計画の策定に当たって、次により情報の公開及び公表を行うものとする。

- (1) 基本計画審議会の会議は公開とし、その議事録については市のホームページ上に公表する。
- (2) 総合計画書は、庁内各課、関係機関及び関係者等に配布するとともに、総合計画書概要版を作成し、市内各戸に配布する。

また、総合計画書及び同概要版を市のホームページ上に公表する。

7 その他

この方針に定めるもののほか、総合計画の策定に必要な事項は別に定める。